



# 秋田県公報

目 次 ページ

## 公安委員会規則

○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（一・警察法）……………1

## 公安委員会規則

### 秋田県公安委員会規則第11号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年7月28日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1秋田東警察署御所野交番の項中「御所野下堤一丁目～五丁目」の次に「御所野堤台一丁目」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 082-8766 FAX 082-0005  
 E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄